

人文科学研究科 長期履修制度申請手続案内

長期履修制度(以下、本制度)とは、就業、出産、育児、介護等の事情により、標準修業年限(博士前期課程2年、博士後期課程3年)内での修業が困難であると研究科が認める者で具体的な履修計画を持つ者に対し、標準修業年限を超える一定の期間にわたって教育課程の計画的な履修を認める制度です。

1 在学期間

本制度の利用を認められた場合の在学期間については、標準修業年限を超える期間は1年単位とし、在学年限(在学できる限度年数:博士前期課程4年、博士後期課程6年)を限度とします。したがって、博士前期課程は入学日から起算して3年、4年のいずれか、博士後期課程は入学日から起算して4年、5年、6年のいずれかとなり、長期履修が認められても在学年限に変更はありません。なお、在学中に休学した期間は在学期間には含めません。本制度を利用している途中での期間の変更については、後述の「7 長期履修期間の変更」をお読みください。

2 申請資格

本制度を申請できる者は、新たに本研究科に入学(進学を含む)する者及び本研究科に在学し、在学期間(休学期間を除く)が博士前期課程にあつては1年未満、博士後期課程にあつては2年未満の者のうち、次のいずれかに該当し、標準修業年限内での修業が困難であると認められる者としてします。

(1) 職業を有している者

・原則として、週32時間以上就労している者とする。

(2) 出産、育児、介護を行う必要がある者

・出産、育児の期間は、原則として、子の誕生から小学校就学までとする。

・被介護者の範囲は、原則として、申請者の2親等以内の親族で、2親等の場合は申請者と同居しているものとする。

(3) その他、本研究科が適当と認める者

3 授業料

本制度の適用日以降は、標準修業年限分の授業料相当額を長期在学期間の年数で除し、その結果得られた金額を半期ごとに分割して納付することになります。授業料の計算方法と納付例は **別紙** のとおりです。長期履修による在学期間を終了してもなお課程修了せず在学する場合、それ以降は通常の授業料と同額に戻ります。

4 申請書類

(1) 長期履修申請書(様式第1号)

(2) 申請理由を証明する書類

・[有職者の場合]在職を証明する書類(様式任意・1週あたりの勤務時間がわかるもの)

・[出産、育児の場合]母子健康手帳の写し又は住民票(家族構成がわかるもの)

・[介護の場合]介護認定結果通知書または障害者手帳等公的書類の写し

・その他特段の事情がある場合はその事情を証明する書類(証明する書類が入手できない場合

には、その事情を具体的に説明し自署した書類)

- (4) 【在学中申請者のみ】審査結果通知用封筒(長形3号、住所・氏名記載、切手不要)

5 申請方法、申請期間、提出先

- (1) 新たに本研究科に入学する者が本制度の利用を希望する場合は、入学試験出願受付期間中に、上記申請書類を入学願書とともに郵送で提出してください。
- (2) 本研究科に在学し、在学期間(休学期間を除く)が博士前期課程にあつては1年未満、博士後期課程にあつては2年未満の者が本制度の利用を希望する場合は、利用を希望する年度の前年度の1月に、上記申請書類を人文社会学部教務係に提出してください。申請受付期間は人文科学研究科掲示板に掲示します。なお、在学生の場合は、申請書所見欄に指導教員による記入を受けたうえで提出する必要があります。

※定められた期間中に申請しなかった場合は本制度を利用できませんのでご注意ください。

6 審査結果の通知

提出された申請書類にもとづいて、申請理由、履修計画等を審査し、人文科学研究科教授会の議を経て研究科長が許可又は不許可を決定し、本人宛に通知します。

7 長期履修期間の変更

- (1) 本制度を利用中に長期履修期間の短縮を希望する場合は、別に定める期日までに、長期在学期間短縮申請書(様式第2号)を提出してください。ただし、短縮の申請は在学期間中1回に限ります。また、短縮申請書を提出する日から短縮後の課程修了予定月の末日までの在学期間が1年以上ある場合のみ可能です。短縮が認められる期間は、標準修業年限までとなります。学位申請と短縮申請を同時に行うことはできません。
- (2) 長期履修期間の延長はできません。

8 その他

本制度を利用している者が、学生としての本分に反する行為をした時、又は虚偽の申請をしたことが判明した時は、長期履修の許可を取り消すことがあります。

9 問合せ先

〒192-0397 東京都八王子市南大沢 1-1
東京都立大学 文系学務課 人文社会学部教務係
電話:042-677-1111 内線 1121

長期履修における授業料納付パターン(2023年度授業料額による計算*)

(*2024年度授業料に変更があった場合、新入学生には変更後の額が適用されます。)

博士前期課程

[前提]

年間授業額(2023年度): ¥520,800/年

標準修業年限分の授業料相当額: ¥520,800 × 2年 = ¥1,041,600

¥1,041,600 を長期履修在学期間(年)で除した金額が1年当たりの納付額となります。

[2024年度入学時に長期履修を開始]

① 在学期間3年の長期履修を認められた場合

② 在学期間4年の長期履修を認められた場合

	1年目(2024年度)		2年目(2025年度)		3年目(2026年度)		4年目(2027年度)		合計
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
①	¥173,600	¥173,600	¥173,600	¥173,600	¥173,600	¥173,600			¥1,041,600
②	¥130,200	¥130,200	¥130,200	¥130,200	¥130,200	¥130,200	¥130,200	¥130,200	¥1,041,600

[2024年度入学時に在学期間4年の長期履修を認められた者が1年短縮を認められた場合]

① 1年目の年度末に短縮申請し、2年目から変更した場合(申請年度に差額を納付)

② 2年目の年度末に短縮申請し、3年目から変更した場合(申請年度に差額を納付)

	1年目(2024年度)			2年目(2025年度)			3年目(2026年度)		合計
	前期	後期	差額納付	前期	後期	差額納付	前期	後期	
①	¥130,200	¥130,200	¥86,800	¥173,600	¥173,600		¥173,600	¥173,600	¥1,041,600
②	¥130,200	¥130,200		¥130,200	¥130,200	¥173,600	¥173,600	¥173,600	¥1,041,600

[現在1年次在学中の者が2023年度末に申請して在学期間3年の長期履修を認められた場合]

許可を受けた翌年度(2024年度)の授業料から、「(¥520,800×標準修業年限)÷長期在学期間」で算出した額が適用されますので、授業料の総額は標準修業年限で終了した場合よりも割高となります。ご注意ください。

2023年度		2024年度		2025年度		合計
前期	後期	前期	後期	前期	後期	
¥260,400	¥260,400	¥173,600	¥173,600	¥173,600	¥173,600	¥1,215,200

博士後期課程

[前提]

年間授業額(2023年度): ¥520,800/年

標準修業年限分の授業料相当額: ¥520,800 × 3年 = ¥1,562,400

¥1,562,400 を長期履修在学期間(年)で除した金額が1年当たりの納付額となります。

[2024年度入学時に長期履修を開始]

- ① 在学期間4年の長期履修を認められた場合
- ② 在学期間5年の長期履修を認められた場合
- ③ 在学期間6年の長期履修を認められた場合

	1年目(2024年度)		2年目(2025年度)		3年目(2026年度)		4年目(2027年度)		5年目(2028年度)		6年目(2029年度)		合計
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
①	¥195,300	¥195,300	¥195,300	¥195,300	¥195,300	¥195,300	¥195,300	¥195,300					¥1,562,400
②	¥156,240	¥156,240	¥156,240	¥156,240	¥156,240	¥156,240	¥156,240	¥156,240	¥156,240	¥156,240			¥1,562,400
③	¥130,200	¥130,200	¥130,200	¥130,200	¥130,200	¥130,200	¥130,200	¥130,200	¥130,200	¥130,200	¥130,200	¥130,200	¥1,562,400

[2024年度入学時に在学期間5年の長期履修を認められた者が1年短縮を認められた場合]

- ① 1年目の年度末に短縮申請し、2年目から変更した場合(申請年度に差額を納付)
- ② 2年目の年度末に短縮申請し、3年目から変更した場合(申請年度に差額を納付)

	1年目(2024年度)			2年目(2025年度)			3年目(2026年度)		4年目(2027年度)		合計
	前期	後期	差額納付	前期	後期	差額納付	前期	後期	前期	後期	
①	¥156,240	¥156,240	¥78,120	¥195,300	¥195,300		¥195,300	¥195,300	¥195,300	¥195,300	¥1,562,400
②	¥156,240	¥156,240		¥156,240	¥156,240	¥156,240	¥195,300	¥195,300	¥195,300	¥195,300	¥1,562,400

[現在在学中の者が2023年度末に申請し在学期間5年の長期履修を認められた場合]

許可を受けた翌年度(2024年度)の授業料から、「(¥520,800×標準修業年限)÷長期在学期間」で算出した額が適用されますので、授業料の総額は標準修業年限で終了した場合よりも割高となります。ご注意ください。

- ① 現在1年次在学中の場合

2023年度		2024年度		2025年度		2026年度		2027年度		合計
前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
¥260,400	¥260,400	¥156,240	¥156,240	¥156,240	¥156,240	¥156,240	¥156,240	¥156,240	¥156,240	¥1,770,720

- ② 現在2年次在学中の場合

2022年度		2023年度		2024年度		2025年度		2026年度		合計
前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
¥260,400	¥260,400	¥260,400	¥260,400	¥156,240	¥156,240	¥156,240	¥156,240	¥156,240	¥156,240	¥1,979,040